

1 就職氷河期世代 活躍支援の際、ご利用いただける主な助成金

求職者をハローワーク等の紹介により一定期間試行的に雇い入れようとする場合

安定的な就職が困難な求職者を一定期間（原則3ヶ月）試用雇用する場合、事業主は「**トライアル雇用助成金（一般トライアルコース）**」の支給申請手続きが可能です。



対象労働者

- ※次のいずれかに該当する者
- 2年以内に離職又は転職が2回以上ある者
 - 離職している期間が1年超の者
 - 育児等で離職し、安定した職業に就いていない期間が1年超の者
 - フリーターやニート等で55歳未満の者
 - 特別の配慮を要する者（生活保護受給者等）

支給額

支給額対象労働者1人あたり
月額4万円
(最大月額5万円)



正社員経験が無い(少ない)方をハローワーク等の紹介により正社員として新たに雇い入れようとする場合

正社員経験が無い方や、正社員経験が少ない方を、正社員として雇い入れる場合、事業主は「**特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）**」の支給申請手続きが可能です。

対象労働者

- ※次のすべてを満たす者
- 35歳以上55歳未満の者
 - 安定した雇用を希望している者
 - 「雇入れ日前直近5年間に正社員としての雇用期間が通算1年以下の者」かつ「雇入れ日前1年間に正社員として雇用されたことがない者」
 - 職業紹介の時点で「失業状態の者」または「安定した職業に就いていない者」
 - ハローワークや職業紹介事業者等において、個別支援等の就労に向けた支援を受けている者

支給額

対象労働者1人あたり
計60(50)万円
6ヶ月定着後:30(25)万円
1年定着後:30(25)万円 ※括弧内は中小企業以外



非正規雇用労働者に対して雇用型訓練を実施しようとする場合

非正規雇用労働者を正規雇用労働者に転換することを目的として、雇用型訓練（有期実習型訓練）を実施する場合、事業主は「**人材開発支援助成金（特別育成訓練コース）**」によって、訓練経費や訓練時間中の賃金の一部等について助成手続きが可能です。

対象となる訓練

- ※次のすべてを満たすこと
- 企業でのOJTと教育訓練機関などで行われるOff-JTを効果的に組み合わせて実施する訓練であること
 - 実施期間が2か月以上6ヶ月以下であること
 - 総訓練時間が6ヶ月当たりの時間数に換算して425時間以上であること
 - 総訓練時間に占めるOJTの割合が1割以上9割以下であること

支給額

- ①経費助成:70%(正社員化)、60%(非正規)
 - ②賃金助成:760円(475円)
 - ③OJT実施助成:10万円(9万円)
- ※括弧内は中小企業以外
※②は1人1時間あたりであり、③は1人1訓練あたり
①・②は上限あり

企業内の非正規雇用労働者を正社員に転換等させた場合

企業内の非正規雇用労働者を正規雇用労働者等に転換等させた場合、事業主は「**キャリアアップ助成金（正社員化コース）**」の支給申請手続きが可能です。

対象労働者

- ※次のすべてを満たす者
- 事業主に雇用される期間が通算して6ヶ月以上の有期契約労働者等
※有期契約労働者から転換する場合、雇用された期間が通算して3年以内の者に限る
 - 正規雇用労働者等として雇用することを約して雇い入れられた有期契約労働者等でないこと
 - 転換後6ヶ月間の賃金を、転換前6ヶ月間の賃金より3%以上増額していること など

支給額

- 対象労働者1人あたり
- ①有期→正規:57万円(42.75万円)
 - ②無期→正規:28.5万円(21.375万円)
- ※括弧内は中小企業以外

掲載した助成金は他にも個別に支給要件があります。また、厚生労働省ではこのリーフレットに記載してあるもの以外にも、さまざまな「助成金」をご用意しています。

事業主の方のための雇用関係助成金は、右記QRコードリンク先の厚生労働省ホームページでご覧いただけます。



2 ハローワークを 活用した支援

ハローワークで 就職氷河期世代※に限定した 募集や採用が可能です。

※就職氷河期世代とはおおむね1993年(平成5年)～2004年(平成16年)に学校卒業期を迎えた世代を指します。

労働者の募集・採用の際に、原則として、年齢制限を禁止していますが、例外事由の一つとして**就職氷河期世代(35歳以上55歳未満)の不安定就労者などに限定した募集・採用が可能です。**



・期限を決めない労働契約を締結することを目的として、職業に就いた経験があることを求人者の条件にしない場合に限ります。

ハローワークを通じた募集や採用に加え、**ホームページでの直接募集や、求人広告、民間職業紹介事業者への求人の申込み**なども可能です。



・ハローワークにも同じ内容の求人を出してください。
・令和5年3月31日までの措置になります。

3 くまもと就職氷河期世代 活躍支援プラットフォーム

くまもと就職氷河期世代活躍支援プラットフォームとは就職氷河期世代の方一人ひとりに支援を届けるための官民協同体です。

熊本県内の就職氷河期世代の方の就職、正社員化や社会参加の実現等に向けた取組を官民一体となって推進するため、熊本労働局、熊本県をはじめ、県内の経済団体、労働団体、関係団体等で構成する「くまもと就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム」を設置しました。

くまもと就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム構成員

- 経済団体 熊本県経営者協会
熊本県商工会議所連合会
熊本県商工会連合会
熊本県中小企業団体中央会
- 労働団体 日本労働組合総連合会 熊本県連合会
- 支援機関 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 熊本支部
社会福祉法人 熊本県社会福祉協議会
- 市町村 熊本県市長会
熊本県町村会
熊本市経済観光局産業部
- 行政 九州経済産業局地域経済課
熊本県商工労働部
熊本県健康福祉部
熊本労働局



制度・支援についての問い合わせは
下記にお問い合わせください。

1

「トライアル雇用助成金」と
「特定求職者雇用開発助成金」に関して
熊本労働局 職業対策課(096-211-1704)に
お問い合わせください。
「キャリアアップ助成金」と
「人材開発支援助成金」に関して
熊本労働局 職業対策課 助成金センター
(096-312-0086)にお問い合わせください。

2

ハローワークの支援は
最寄りのハローワークにご相談ください。



メモ欄

事業主の皆様へ

就職氷河期世代 活躍支援のご案内



©2010熊本県くまモン
#K34256

今こそ、氷河期世代の魅力を発見

メリット 人手不足解消につながる

メリット 多様な経験が会社の成長につながる

メリット ベテラン社員と若手社員の架け橋になれる

就職氷河期世代の
雇用促進の為の

助成金・ ハローワーク

などをご活用
ください

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った就職氷河期世代の中には、希望する就職ができず**不安定な仕事に就いている**など、さまざまな課題に直面している方がいます。そのため厚生労働省では、就職氷河期世代の方々に向けた支援を行っています。

事業主の皆様、今回ご紹介する**各種助成金やハローワーク**をぜひご活用いただき、魅力ある就職氷河期世代の方々の積極的な採用や人材育成をお願い致します。

厚生労働省
熊本労働局